

第6期浜中町まちづくり総合計画 策定要綱

1 計画策定の背景・趣旨

平成22年度から平成31年度を計画期間とする「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」（以下、第5期総合計画）では、「生命支える大地と海 自然と調和するまち・はまなか」をテーマに、町民と行政による協働を基本としたまちづくりを推進してきた。

第5期総合計画も第4期総合計画までと同様、基幹産業である農・漁業の持続的発展を目指すことを計画の柱とし、本町が我が国の重要な食料供給地として、基幹産業の生産活動を維持・発展させることができるよう、産業基盤の整備や担い手確保対策などを進めてきた。酪農業は、安全で高品質な生乳生産に向け、北海道農業公社の草地畜産基盤整備事業や中山間活性化支払交付金事業、町内の一般農道整備などを実施してきた。水産業は、各漁港や霧多布港湾等の水産関連施設の整備や水産資源確保に向けた漁場整備などとともに、本町の新たな漁業として、カキやウニ等の増養殖事業への支援を行ってきた。商工業は、消費動向が広域化・多様化、人口減少による購買力の減退などを背景に、非常に厳しい経営状況にある中、プレミアム付き商品券発行事業や中小企業特別融資など、経営改善普及に向けた支援を実施してきた。観光では、ルパン三世を活用した地域活性化事業、管内や三町での広域連携による観光客誘致事業など、地域特性を活かした観光振興に努めてきた。

なお、本町の産業を守り続けるためには、生産年齢人口とともに産業の担い手確保対策が重要課題であったことから、平成29年度には産業後継者就業交付金を創設するなど、就業支援に努めている。

環境対策では、「第2次浜中町環境基本計画」を策定し、産業振興と自然環境保全に向けた施策に取り組んできた。公共施設、道路、橋梁、下水道などのインフラについては、その多くが年々老朽化が進んでおり、その対策として「公共施設等総合管理計画」をはじめ、各分野で長寿命化計画等を策定し、施設の適正な維持・更新に努めてきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、更には、平成24年6月に北海道から新たな津波浸水予測図が発表されて以降、本町は「浜中町地域防災計画」の見直しを行いながら、地震・津波をはじめとする災害への対策強化を図るため、防災行政無線や津波防災ステーションの更新整備、霧多布港海岸等の防潮堤の嵩上改良、津波防災避難訓練などを実施し、一人ひとりの生命と財産を守る「災害に強いまちづくり」を推進してきた。また、本町における防災中枢拠点を確保するため、防災機能を併設した役場本庁舎の移転改築を実施することとし、平成32年度末の完成を目指して整備を進めている。

本格的な少子高齢化を迎える中、本町においても時機に応じた福祉施策を展開し、特に、子育て支援に関しては、高校生世代までの医療費の無償化、保育施設の建設や保育料の負担軽減などにより、子供のいる方々が働きながら子育てできる環境の構築を目指している。

教育では、第5期総合計画の期間内において、実に6校の小学校が閉校することとなったが、児童・生徒、教職員の安心・安全な教育環境の確保に向け、学校施設等の改修を進めるとともに、通学バスの民間委託や遠距離通学者への助成など、児童生徒への教育支援

を実施してきた。町立高校である霧多布高等学校では、「浜中学」を中心とした特色ある高等教育が展開されている。平成30年度からは新しい学校給食センターが運用を開始し、地場産の食材を活かした食育の推進にも力を注いでいる。また、町民の生涯学習活動やスポーツ活動の推進に向け、町民ニーズに応じた社会教育、社会体育関連事業に取り組んできた。

本町の人口は、第5期総合計画がスタートした平成22年の国勢調査結果では6,511人であったが、平成27年の国勢調査結果では6,061人となり、5ヵ年で450人、約6.9%の減少となった。主な要因は、急速な少子高齢化や若年層の町外流出などによるものであり、人口減少とそれに伴う過疎化は、喫緊の大きな課題である。国は、平成26年度に人口の一極集中に歯止めをかけ、地方創生を進めることを目的とした「まち・ひと・しごと長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに伴い、都道府県及び市町村においても人口ビジョンと総合戦略の策定が求められ、本町も平成27年度に人口の将来推計や目標数値等を示す「浜中町人口ビジョン」、更に、人口減少対策の方向性や具体的な施策を示す「浜中町創生総合戦略」を策定した。

本町においては、人口減少対策の強化を図りつつ、基幹産業に携わる生産年齢人口をいかに確保するかが求められる。将来にわたり、多くの人に浜中町に住み続けてもらうためには、産業と関連した雇用創出と就業機会の確保に努め、町全体の活性化に一層取り組んでいかなければならない。

これまで、北海道内の自治体で多くの市町村合併が進められてきたが、本町においては自立のまちづくりを目指して今日に至っている。地域と産業が輝けるまちづくりを推進するため、浜中町の将来像を描くとともに、長期的視点に立った実効性のある総合計画の策定が求められる。

2 計画策定の基本姿勢

新しい総合計画では、厳しい財政状況の中でその限られた財源を有効に活用しながら、総合的かつ計画的に町政を推進する必要があることから、本町の未来への発展を成し遂げるため、まちづくりの最上位計画と位置づける。

本町の有する豊かな自然環境の保全に努めながら、基幹産業である農・漁業を中心とした産業振興を基本に、町民と行政が協働しながら、本町ならではの個性豊かなまちづくりを目指す。

(1) 計画の基本姿勢

- ・自然環境の保全を図り、産業振興を中心とした計画づくり
- ・住民と行政の協働による開かれた計画づくり

(2) 計画の基本テーマ

浜中町の自然環境を未来へ引き継ぎ、基幹産業である農・漁業を中心とした産業振興、創造性の豊かな人材育成を図ることを基本テーマとする。

3 計画の名称

新しい総合計画の名称は、「第6期浜中町まちづくり総合計画」とする。

4 計画期間、構成等

計画期間は、平成32年度から平成41年度までとする。

計画は、基本構想・基本計画・実施計画によって構成し、必要な事項は行政の各種計画と整合性を図ることとする。

(1) 基本構想

基本構想は、浜中町の将来目標とその目標の達成に向けた基本的姿勢を示し、基本計画や実施計画の基本理念となるものである。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で設定された浜中町の将来像を実現するための方向性、更には実施計画の基本となる施策を示すものである。

(3) 実施計画

実施計画は、平成32年度から平成36年度を前期、平成37年度から平成41年度を後期と定め、基本構想や基本計画で定められた施策や大綱をいかに展開するかを具体的な事業等をもって示したものであり、財政状況や総合計画の実効性確保等の点を鑑み、毎年度、3ヵ年分の事業をローリングすることとする。

(4) 重点プロジェクト事業

重点プロジェクト事業については、基本構想が描く将来像の実現を目指す上で必要な重要施策を示したものである。

(5) 地域計画及び住民行動計画

計画に沿った施策を進める上で、地域住民、民間企業等が具体的にどのような行動が求められているかを示したものである。

5 計画策定の推進体制

第6期浜中町まちづくり総合計画は、町民と行政の協働という視点のもと、第5期総合計画を踏襲しながら、町民参加を積極的に促した計画策定に努めるものとする。

基本計画は10年間であるが、実施計画はより実効性を持たせるため、期間を前期5カ年とし、後期到達年の前年、平成36年度に後期5カ年の計画を作成することとする。

(1) 町民参加及び意見・提言の把握について

①町民の要望は、アンケート調査や意見交換会などを通じ、広く収集・把握する。

○アンケート調査

町民アンケート調査、町外移住者アンケート調査、観光客アンケート調査
高校生アンケート調査、子どもアンケート調査

○懇談会

自治会との意見交換会、各種団体との懇談会、まちづくり子ども議会の開催

②総合計画に対する町民からの提言、提案の募集

○町職員からの提言募集

○町民からの提言、提案の募集

③小・中・高校生による絵画、作文、論文の募集

○町内小・中学生を対象に「未来の浜中町」絵画、作文募集

○北海道霧多布高等学校生徒による論文募集

(2) 総合計画まちづくり委員会の設置

①委員は、公募による者と町長からの委嘱による者をもって構成する。

②委員人数は50名程度とし、分野毎に専門委員会を設置する。

③委員は、計画の策定終了までの任期とし、無報酬とする。

(3) 町職員による策定組織

①総合計画策定委員会の設置、業務

副町長を委員長とし、各課長（等）で構成する総合計画策定委員会を設置する。

総合計画策定委員会は、まちづくり委員会における協議内容やまちづくり懇談会等で収集、把握した意見や提言をもとに、総合計画策定プロジェクトチームが取りまとめた素案を検討協議し、最終的に計画の基本方針を定め、原案を町長に提出する。

②総合計画策定プロジェクトチームの設置、業務

計画策定にあたり、専門分野での重点プロジェクト事業の洗い出しや掘り起こしを行い、計画の素案に反映させるため、係長以下の職員で構成する総合計画策定プロジェクトチームを設置する。

総合計画策定プロジェクトチームの構成員は、各課から1名～2名をもって構成することとし、課長等の推薦により決定する。

なお、プロジェクトチームは専門部会にそれぞれ相応数配置し、部会における協議によって提案された項目毎に必要な調査や検討を行い、重点事項としての位置付けを図る。

③各課におけるまちづくり推進についての会議開催

計画策定にあたり、各課の担当分野毎に基本構想、基本計画、実施計画についての素案を協議してまとめるとともに、計画全体についての提案を行う。

④町職員を対象とした、まちづくり推進に向けた提案の募集

町職員から本町のまちづくり推進に向けた施策等の提案を募集する。

6 施 行

この要綱は、平成30年5月1日より施行する。